

日行連発第 297 号
平成 29 年 7 月 4 日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会
会長 遠 田 和 夫

建設業許可基準における経營業務管理責任者要件の緩和について（周知）

今般、経營業務管理責任者要件の緩和のため、「建設業法第 7 条第 1 号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」（昭和 47 年 3 月 8 日建設省告示第 351 号。）、「建設業許可事務ガイドラインについて」（平成 13 年 4 月 3 日国総建第 97 号。）及び「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」（平成 13 年 4 月 3 日国総建第 99 号。）が改正され、平成 29 年 6 月 30 日よりその取扱いがスタートしております。

各単位会におかれましては、各会員が支障なく業務を遂行できるよう、本改正内容について各会員へ周知を図られたく、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

本改正の詳細内容につきましては、以下の国交省 URL よりご確認いただくことができるほか、日行連会員ホームページ「連 con」でもご案内しております。

なお、本改正に係るパブリックコメントの募集結果及び当連合会からの提出意見も参考にお送りいたします。

【参考 URL】

- ・ 国交省ホームページ 建設業の許可 関係通達
（経營業務管理責任者要件の大臣認定要件の明確化について）
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000192.html

【別紙】

- ・ 経營業務管理責任者の大臣認定要件の明確化について
（平成 29 年 6 月 26 日付・国土建第 117 号文書）

【参考】

- ①パブリックコメント募集要領・改正概要について
- ②日行連パブリックコメント提出意見
- ③パブリックコメント募集結果

以 上